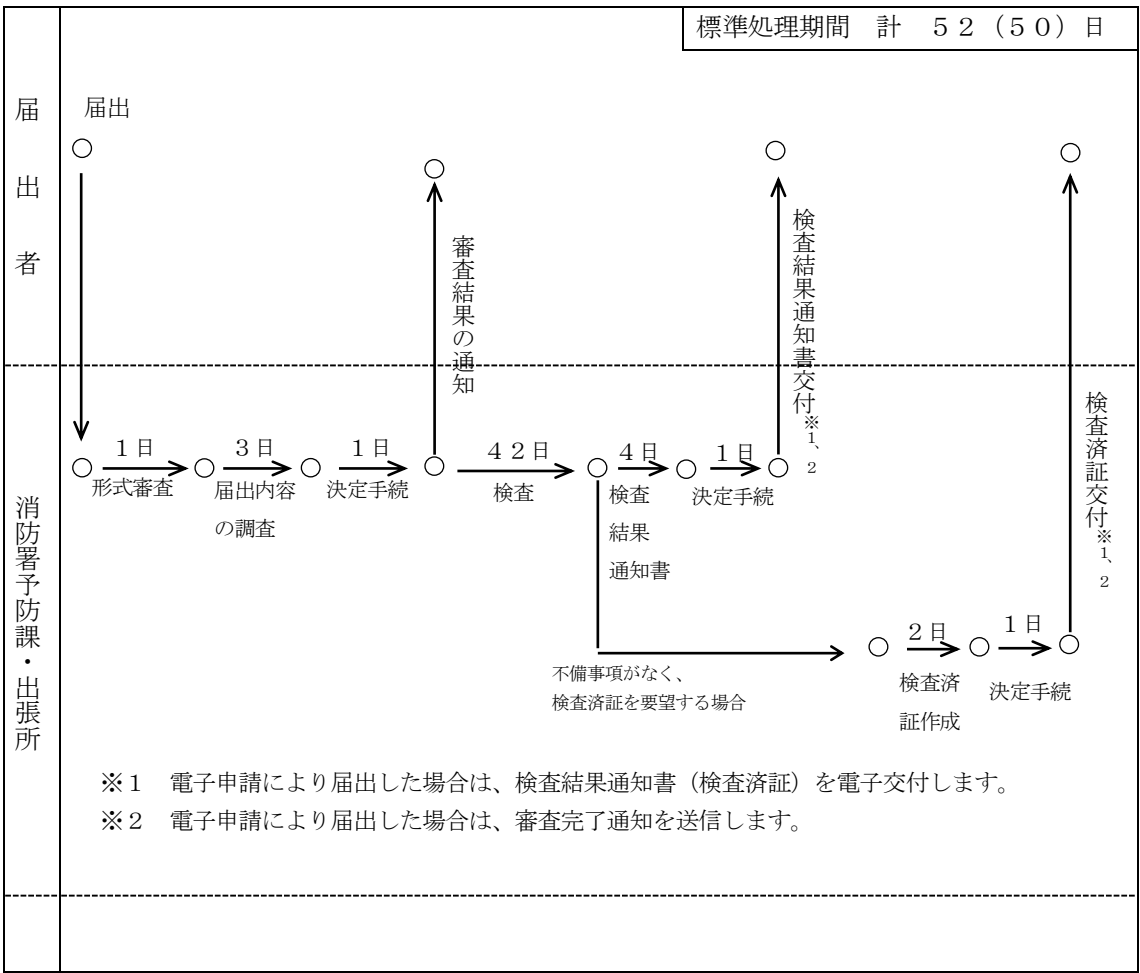


事務処理フロー図

作成部署 東京消防庁予防部予防課消防設備係 電話 3212-2111

事務名 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された届出書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	届出内容の調査	記載内容を確認し、調査書を作成して、処理方針を検討します。
3	決定手続	届出内容の調査結果に基づく指導事項等について決定します。
4	審査結果の通知	指導事項等がある場合は、届出者に電話等で通知します。
5	検査	届出に基づき検査を実施します。 なお、届出内容が軽微な工事に係るものは、検査を省略する場合があります。 検査日等は届出者と調整のうえ、決定します。
6	検査結果通知書作成	検査の実施結果に基づき、作成します。
7	決定手続	検査結果について決定します。
8	検査結果通知書交付	届出者に検査結果通知書を交付します。
9	検査済証作成	検査及び確認検査の結果、法令に適合していることを確認して作成します。決定手続等は、検査結果通知書の作成時と同様に行います。